

長 崎 県 庁 舎 売 店
出 店 者 公 募 要 項
令 和 7 年 11 月

長 崎 県

目 次

第1 公募の内容

1 出店場所	1
2 出店条件	1

第2 行政財産等の使用許可

1 行政財産使用許可	2
2 使用の制限等	3
3 建築・設備の諸条件	4
4 行政財産使用許可の取り消し又は変更	4
5 原状回復	5
6 損害賠償	5
7 使用許可の取り消しによる損失の扱い	5
8 定期報告等	5
9 その他	6

第3 応募の手続等に関する事項

1 スケジュール	6
2 応募者の資格	6
3 公募要項の配布期間及び場所	7
4 公募要項の内容に関する質問の受付	7
5 参加表明書類の提出	8
6 企画提案書の提出	9
7 参加表明書等の要件及び取扱い	9

第4 審査及び選定について

1 選定委員会の設置	10
2 審査及び選定の方法	10
3 選定結果の通知	11
4 選定結果の公表	11
5 店舗設置工事	11
6 出店者決定後の諸手続き	11

第5 応募にあたっての留意事項等

1 選定対象からの除外	12
2 応募に関する費用負担	12

★別表1 企画提案書の評価基準・別表2 評価の方法

★様式第1号 参加表明書

様式第2号 業務概要書

様式第3号 質問書

様式第4号 企画提案書

様式第5号 応募申込事項変更届出書

様式第6号 応募申込辞退届出書

★別紙1 長崎県庁舎配置図（行政棟位置図）

別紙2 出店場所図

別紙3 物品等搬入・搬出経路図

別紙4 設備諸条件一覧表

別紙5 空調等配管ルート図

長崎県庁舎売店出店者公募要項

長崎県（以下「県」という。）では、来庁者の利便性及び県職員の福利厚生を図りつつ、県有財産を有効に活用するため、県庁舎内に売店を設置しています。現在の出店者の使用許可期間が令和8年3月末までとなっており、令和8年4月から新たに県が提示する諸条件の下、出店について自ら企画立案するとともに、店舗運営に豊富な経験や実行力等を有する出店者を公募します。

第1 公募の内容

1 出店場所

- (1) 名 称 長崎県庁舎売店
- (2) 所 在 長崎県長崎市尾上町3番1号 行政棟2階
別紙1「長崎県庁舎配置図」、別紙2「出店場所図」参照
- (3) 面 積 約160m²

2 出店条件

- (1) 出店期間 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
※最長5年間（令和12年（2030年）3月31日まで）の継続が可能です。（条件あり）
- (2) 営業時間等
営業時間は、平日の午前8時から午後7時までの営業を必須とし、必須営業時間を越える営業は、開館時間（平日の開館時間は午前7時から午後9時まで、平日以外の開館時間は午前9時から午後9時まで）の範囲内で、出店者の提案に基づき、県と協議のうえ決定することとします。
- (3) 営業日及び営業時間に関する留意事項
ア 平日の開館時間外及び平日以外の開館時間外に庁舎内に立ち入る場合は、県の許可が必要となります。
イ 3年に1回程度、平日を除く日に、電気設備点検のため終日停電する日があります。
ウ 県が承認する場合に限り、出店後に営業日及び営業時間の変更を可能とします。
- (4) 取扱商品等
ア 取扱商品

区 分	取扱商品
必須品目	・ 飲物、食物（例：弁当、おにぎり類、パン類、菓子類、ソフトドリンク、インスタント食品、コーヒー、お茶ほか） ・ オフィスキッチン関連商品（例：台所用洗剤、ゴミ袋ほか） ・ 日用品（例：のし袋、ティッシュペーパーほか） ・ 長崎県茶飲料
禁止品目	・ 酒類（長崎県の特産品等で、県が特に認めたものは除く。） ・ アダルト関連商品

※応募にあたっては希望する商品を禁止品目に該当しない範囲で自由に提案して下さい。

イ 県が公用で商品を購入する際に、掛売で対応ができることを必須条件とします。

(5) その他

ア 庁舎内には、2階に食堂、各階に自動販売機があり、商品内容が競合する場合があります。また、昼食時間帯において、庁舎内で弁当販売を行う業者が3階から7階エレベーター付近で弁当販売を行います。(令和7年度は9業者で、業者あたり1日50食上限)

イ 長崎県庁行政棟及び議会棟の職員数は約2,300人です。

ウ 県職員の勤務時間は、基本午前9時から午後5時45分で、休憩時間は正午から午後1時までです。

第2 行政財産等の使用許可

1 行政財産使用許可

(1) 使用許可申請

出店するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び長崎県公有財産取扱規則(昭和39年3月31日長崎県規則第31号)第19条の規定に基づき、行政財産使用許可申請を行い、長崎県知事より使用許可を受けなければなりません。

(2) 使用許可物件

本公募要項第1の1の「出店場所」のとおり

(3) 使用許可期間

ア 使用を許可する期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。ただし、出店者の行政財産の使用状況等を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと県が判断した場合は、当初の使用許可から5年を限度として、使用許可を更新することとします。

イ 使用許可の更新を受けようとするときは、許可期間満了2ヶ月前までに書面をもって知事に申請しなければなりません。

ウ 出店者又は県が使用許可の更新を希望しない場合は、期間満了の10か月までに書面により相手方に申し出るものとします。

エ 店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含みます。

オ 開店準備が整うまでの期間(遅くとも2か月以内)は、仮店舗での営業をお願いします。

仮店舗の場所は県庁舎行政棟会議室(約27㎡)を予定しています。仮店舗の営業に係る設備等の設置費用は出店者負担となりますが、使用料及び光熱水費は徴収しません。

また、現出店者が撤去に要する期間、やむを得ず売店を休店する場合は、その間の仮店舗での営業をお願いする場合があります。

(4) 行政財産使用料

ア 行政財産使用料は、長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年長崎県条例第29号)第8条第1項第1号別表第1の規定に基づく算式により算定した額と、前年度の売上総収入額に営業料率(3.78%)を乗じて得た額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額を加算した額のどちらか高い額を使用料とします。

※令和8年度の行政財産使用料(土地建物の標準使用料)は、480万円程度の予定です。

イ 使用料は、年度ごとに県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額前納していただきます。

(5) その他の経費

ア 使用許可期間中に使用許可物件等で使用した光熱水費等のうち、次に掲げるものは出店者の負担とします。四半期毎に県が納入通知書を発行しますので、指定する期日までに納付していただきます。

- ① 計量器（子メーター）により使用実績が判明する電気料金、上水道料金、下水道料金（上水道使用量相当分）及び熱源使用料については、実費相当額（基本料金含む。）
- ② 換気設備に係る電気料金等については、次の算式により算定した推計額
「所要経費」×「使用許可物件の使用量」／「県庁舎換気設備使用量」
- ③ トイレ等の共用部分に係る上下水道料金については、次の算式により算定した推計額
「所要経費」×「使用許可物件を常時使用する者の数」／「県庁舎を常時使用する者の総数」

イ 外線電話、インターネット等を必要とする場合、それらの設置工事や維持管理に要する経費については出店者の負担とします。

ウ 冷暖房料は徴収しません。本公募要項第2の2の（2）の「店舗工事の制限等」に掲げるとおり、出店者は自ら使用許可物件内の冷暖房管理を行うこととし、必要な設備を自ら設置・管理していただきます。

エ 塵芥処理料及び空きビン・空き缶・ペットボトル回収処理業務手数料は徴収しません。本公募要項第2の2の（4）の「商品の仕入れ・管理及び搬入・廃棄物の搬出等」に掲げるとおり、出店者は自ら使用許可物件で発生した廃棄物を処理することとします。

オ 清掃料は徴収しません。出店者は清掃を自ら行うこととします。

2 使用の制限等

(1) 店舗の制限

ア 出店者は使用許可物件及び貸与物件を売店営業以外の用途に供することはできません。

イ 出店者は使用許可物件を善良な管理者の注意をもち、維持保全しなければなりません。

ウ 上記イの規定による維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費(電球等の交換を含む。)は、出店者の負担とします。

エ 出店者は使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等（以下「名義貸し等」という。）をすることはできません。

オ 使用許可を受けた部分について修繕その他の行為をしようとするとき、又は企画提案書により提案した事項に変更を加えようとするときは、事前に書面により県の承認を受ける必要があります。この場合の修繕等は出店者自らが行うこととし、その費用も出店者の負担とします。

カ 現出店者が施工した冷暖房設備その他設備等を新出店者が引き継ぐ場合は、現出店者は、当該設備等を原状回復の対象から除外することについて県と協議のうえ、承認を受ける必要があります。また、新出店者は、自身の退去時に引き継いだ設備等を確実に撤去し、原状回復を行ったうえで使用物件を返還してください。

(2) 店舗工事の制限等

ア 出店者は、出店にあたり、企画提案に基づき自らの責任と負担において冷暖房設備その他営業に必要な店舗工事を行うこととします。

イ 店舗工事にあたっては、事前に県と設計及び施工の協議を行ったうえ、必ず県の承諾を得ることとします。県は工事終了後に履行確認を行い、この確認をもって工事完了となります。

ウ 店舗内の間仕切り位置は、建築基準法の制約を受けるため、建具の追加、間仕切り位置の変更、天井高さの変更等を依頼する場合があります。

エ 柱、梁等の構造体には、原則としてアンカー設置はできません。ただし、県とアンカーの仕様、設置位置等について協議を行い、県が承諾した場合については、設置可能とします。

(3) 防災上の配慮

ガス及び裸火は使用できません。

(4) 商品の仕入れ・管理及び搬入・廃棄物の搬出等

ア 仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れるとともに、販売商品の瑕疵については、出店者がすべて責任を負うこととします。

また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守しなければなりません。

イ 店舗には来店者用の出入口しかないので、店舗への商品の搬入及び店舗からの廃棄物の搬出は、来店者用の扉から行うこととします。

ウ 商品の搬入及び廃棄物の搬出等に必要なトラック等は、行政棟北側荷捌き用駐車場を使用することとします。(別紙3「物品等搬入・搬出経路図」参照)

また、平日の午後7時から翌日午前7時まで及び平日以外の日は物品搬入トラック入口が施錠されますので、この時間帯に商品の搬入及び廃棄物の搬出等を行う場合は、守衛に鍵の解錠を依頼してから搬入及び搬出をしてください。

エ 店舗で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物について、その回収に必要な容量の回収ボックスを出店者の負担で店内に設置することとします。

また、回収した廃棄物を含む使用許可物件で発生する全ての廃棄物の処理は、出店者が行うものとし、その費用も出店者の負担とします。

(5) 防犯対策について

出店者は、使用許可を受けた部分の防犯対策を自ら行うこととします。

(6) 事故等の未然防止と発生時の対応について

出店者は、事故(食中毒等)や販売上のトラブル等の未然防止に万全を期すとともに、万が一事故等が発生した場合や利用者からの苦情があった場合は、出店者が責任をもって処理するとともに、県に対してその内容を迅速に報告してください。

3 建築・設備の諸条件

別紙4「設備諸条件一覧表」、別紙5「空調等配管ルート図」のとおり

4 行政財産使用許可の取り消し又は変更

県は、出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができます。

(1) 出店者が行政財産の許可の条件に違反したとき

(2) 出店者が本公募要項第3の2の「応募者の資格」を失ったとき

- (3) 出店者が本公募要項第2の2の「使用の制限等」に違反したとき
- (4) 出店者が企画提案書の内容と異なった店舗・サービス内容で出店しようとしたとき、
又は出店後に企画提案書の内容と著しく異なった運営を行ったとき
- (5) 県が公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき
- (6) 県からの請求に基づく使用料や光熱水費を滞納したとき
- (7) その他知事が必要と認めるとき

5 原状回復

- (1) 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、県の指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、県が特に承認したときは、この限りではありません。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担においてこれを行うことができます。

6 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、損害賠償として当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を支払わなければなりません。ただし、出店者において使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、県が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。
- (3) 各号に掲げる場合のほか、出店者は、使用許可物件の使用又は工事にあたり、県又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

7 使用許可の取り消しによる損失の扱い

- (1) 本公募要項第2の4の「行政財産使用許可の取り消し又は変更」の規定により使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損害が生じても、県はその損失を補償しません。また、出店者は県に対し一切の補償請求をできないこととします。
- (2) 使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用の償還の請求をできないこととします。

8 定期報告等

出店者は、毎年度終了後、すみやかに利用者数や収支の実績を含め、企画提案内容に沿った取組実績等を記載した事業報告書（任意様式）を作成し、県に提出するものとします。また、県は使用許可物件について随時に調査を実施し、又は必要な報告を求め、その使用に関し指示することができるものとします。

なお、使用料の算出根拠となる売上収入実績（月額）について、県が報告を求めた場合、出店者は速やかに提出することとします。

9 その他

- (1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。
- (2) 庁舎の設備点検のため、営業時間内外を問わず店舗内に県職員又は県の委託業者が立入ることがあります。
- (3) 庁舎内は禁煙です。
- (4) 売店従業員用の駐車場・駐輪場はありません。
- (5) 使用許可条件については、本要項に定めるもののほか、関係法令及び県の関係条例又は規則等に定めるところによります。

第3 応募の手続等に関する事項

1 スケジュール

項 目	期間又は期日
① 公募要項の配布	令和7年11月13日～令和8年1月22日
② 質問の受付	令和7年12月12日まで
③ 質問に対する回答	令和7年12月19日まで
④ 参加表明書等の受付 ア) 参加表明書の提出期限 イ) 企画提案書の提出期限	【各提出期限】 ア) 令和8年1月13日まで イ) 令和8年1月22日まで
⑤ プレゼンテーション実施通知	令和8年1月27日
⑥ プレゼンテーション等の実施	令和8年2月上旬
⑦ 売店出店者の決定	令和8年2月上旬
⑧ 店舗図面の提出期限	令和8年2月末まで
⑨ 開店	令和8年4月1日～ ※開店準備が整い次第（遅くとも2か月以内）

2 応募者の資格

応募者は、次の(1)から(14)の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 県庁舎内に設置する店舗の基本的な考え方及び行政財産使用許可の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
- (3) 長崎県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者であること。
- (4) 令和7年11月1日時点、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に正規会員として加盟するコンビニエンスストアを展開する事業者であること。（フランチャイズ加盟者の応募はできません。）なお、応募者がフランチャイザーとなり、第三者（フランチャイジー）に運営を任せようとする場合の第三者は法人のみ可。ただし、その場合、運営を任せら

れたフランチャイジーが使用許可期間中にやむを得ない事情により撤退する際は、応募者は使用許可期間の残期間について責任を持って売店の運営にあたること。

- (5) 売店の運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有する者を従事させることができる者であること。
- (6) 応募者の代表が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (8) 長崎県税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がない者であること。
- (9) 応募者の代表及び役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。また、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 「長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (11) 「長崎県建設工事暴力団対策要綱」に基づく指名除外を受けていないこと。
- (12) 応募者の代表及びその役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かす団体又は団体に属する者でないこと。
- (14) 長崎県が行う競争入札に関する指名停止又は入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

3 公募要項の配布期間及び場所

(1) 公募期間

令和7年11月13日（木）から令和8年1月22日（木）まで

(2) 配付場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県総務部管財課財産活用班（長崎県庁行政棟4階）

電話：095-895-2186 FAX：095-895-2553

メール：s01050@pref.nagasaki.lg.jp

(3) 掲載場所

公募要項は、長崎県総務部管財課のホームページからダウンロードください。

URL：<https://www.pref.nagasaki.jp/section/kanzai/index.html>

4 公募要項の内容に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和7年11月14日（金）午前9時から令和7年12月12日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

「質問書」（様式第3号）によりメール又はFAXにて提出してください。なお、提出した場合は、着信確認のため、提出先へお電話ください。

(3) 提出先

上記3(2)の「配布場所」に同じ

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年12月19日(金)までに長崎県総務部管財課のホームページで公表します。

(5) その他

ア 質問は、上記(2)の「質問書」のみで受け付けます。口頭での質問はできません。

イ 本公募要項及び手続き等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

5 参加表明書類の提出

(1) 参加表明にあたっての必要書類及び提出部数は次のとおりです。

提出書類	書類の内容	提出部数
①参加表明書	様式第1号	1部
②業務概要書	様式第2号 法人の事業概要を確認できるパンフレット等を添付	1部
③履歴事項全部証明書	法務局が発行する履歴事項全部証明書の原本を提出	1部
④印鑑証明書	法務局が発行する印鑑証明書の原本を提出	1部
⑤県税に未納がないことの証明書	長崎県が発行する県税に未納がないことの証明書の原本を提出(証明書は各振興局で発行しています)	1部
⑥消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	税務署が発行する納税証明書の原本を提出	1部
⑦決算書類	直近2営業年度分の貸借対照表及び損益計算書を提出	1部
⑧フランチャイズ契約書の写し(該当する場合のみ)	出店者が直営でなく、フランチャイジーに運営させる場合は、フランチャイズ契約の写しを提出	1部

(2) 提出期間及び提出方法

提出期間は、本公募要項第3の1の「スケジュール」(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く。)のとおりとし、午前9時から午後5時の間に持参又は郵送(書留郵便に限ります)により提出してください。

(3) 提出場所(あて先)

本公募要項に記載する第3の3の(2)の「配布場所」に同じ

(4) その他

ア 上記に掲げる書類のほか、県が必要とする書類の提出を求める場合があります。

イ 提出内容の変更は、上記(2)の提出期間内に限り可能とします。変更が生じた場合は、速やかに「応募申込事項変更届出書」(様式第5号)により届け出のうえ、変更後の書類を提出してください。

ウ 参加表明書を提出した後、応募を辞退する場合は、「応募申込辞退届」(様式第6号)を提出してください。なお、辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

6 企画提案書の提出

(1) 応募者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、提案は1者1提案に限ります。

提出書類	書類の内容	提出部数
⑨企画提案書 (様式第4号)	・各項目について、提案・PR ・使用する用紙はA4サイズ (一部A3サイズも可) ※作成にあたっては、法人名及び法人名を特定できる固有 名詞やロゴマーク等の記載や表示をすることはできません。	8部
⑩各種営業許可等	・提案する企画の実施に必要な免許証・許可証等の写し なお、取得予定の場合は、取得予定の営業許可等を記載 したものを提出(様式任意)	各1部

(2) 提出期間及び提出方法

本公募要項に記載する第3の5の(2)の「提出期間及び提出方法」に同じ

(3) 提出場所(あて先)

本公募要項に記載する第3の3の(2)の「配布場所」に同じ

(4) その他

ア 企画提案書の再提出は、受付期間内に限り行なうことができます。なお、提案書の部分的な差し換えは認めません。

イ 企画提案書を提出した後、応募を辞退する場合は、「応募申込辞退届」(様式6)を提出してください。なお、辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

また、受付期間内に企画提案書の提出がない場合は、応募を辞退したものとみなします。

7 参加表明書等の要件及び取扱い

(1) 参加表明書等の要件

参加表明書等は、次に掲げる要件の全てを満たしていることが必要です。

ア 本公募要項に定める提出期間、提出方法及び提出先に適合していること。

イ 記載事項に不備がないこと。

ウ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

エ 記載すべき事項が全て記載されていること。

オ 虚偽の内容が記載されていないこと。

(2) 参加表明書等の取扱い

ア 参加表明書等に記載された個人情報、出店者に関する審査、選定及び決定その他出店
手続を実施する目的以外に応募者に無断で使用することはありません。

イ 県は、「長崎県庁舎売店使用許可申請者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」に対
し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、企画提案書を提供します。

ウ 提出された参加表明書等は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 県が提示する公募要項等の著作権は県に帰属し、応募者が提出した参加表明書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

オ 県は、出店手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、参加表明書等の複製を作成することができるものとします。

カ 参加表明書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

第4 審査及び選定について

1 選定委員会の設置

選定委員会を設置し、応募者の企画提案書を審査し、その結果、最も評価が高いと認められる者を出店予定者として選定します。なお、選定委員会は非公開とします。

2 審査及び選定の方法

(1) 応募資格等の審査

応募者が提出した参加表明書について、本公募要項第3の2の「応募者の資格」の各号に規定する応募資格及び第3の7の「参加表明書等の要件及び取扱い」に適合しているかどうかについて、県総務部管財課において審査を行い、その結果を応募者全員に通知します。

※応募資格に適合しないと判断された場合は、企画提案を行うことができません。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 応募の要件に適合すると判断した応募者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

イ プレゼンテーション及びヒアリングは、令和8年2月上旬に実施を予定しており、応募の要件に適合すると判断した応募者に対し、令和8年1月27日までに日程、会場等の通知をします。

ウ 発表時間はプレゼンテーションを15分、ヒアリング10分の計25分以内とします。なお、プレゼンテーション等への参加者は今回の業務担当者を含む3名以内（パソコン操作者を含む）とします。

エ プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

(3) 企画提案書の審査及び出店候補者の選定

ア 企画提案書の審査及び出店予定者の選定の方法の詳細については、別表1「企画提案書の評価基準」及び別表2「評価の方法」のとおりとします。

イ 各委員は、別表1「企画提案書の評価基準」に基づき総合的に審査し、別表2「評価の方法」により得点化（100点満点）した後、各委員の合計得点を集計し、総得点が最も高い者を出店者として選定します。

ウ 最高得点者が複数となった場合は、選定委員会において協議のうえ、出店者を選定します。

3 選定結果の通知

選定委員会の評価後、最終的に県において出店者を決定します。選定結果は、プレゼンテーション及びヒアリング参加者に対して、令和8年2月上旬を目途に文書にて通知します。

4 選定結果の公表

(1) 選定結果の通知後、以下のア～ケについて長崎県ホームページにおいて公表します。

- ア 使用許可を行う行政財産の名称及び所在地
- イ 選定された者の氏名
- ウ 募集期間
- エ 応募者（選定された者のみ実名を公表し落選者については名前を伏せて公表する）
- オ 選定方法
- カ 選定委員の職氏名
- キ 選定結果（審査基準及び項目別採点結果）
- ク 選定理由
- ケ 議事要旨

(2) 企画提案書の閲覧について

選定された者が提出した企画提案書について、下記（3）の場所において、上記（1）の公表を始めた日の翌日から1週間閲覧に供します。なお、企画提案書の中に応募者特有の技術等閲覧に供することができない部分がある場合は、事前に企画提案書にその旨を記載し、県と協議する必要があります。

(3) 選定結果の問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県総務部管財課財産活用班（長崎県庁行政棟4階）
電話：095-895-2186 FAX：095-895-2553
メール：s01050@pref.nagasaki.lg.jp

5 店舗設置工事

出店者決定後に店舗設置に係る工事の協議を行います。工事の施工開始時期は令和8年4月1日以降となります。ただし、現出店者との協議によっては、施工開始時期が早まる可能性もあります。

6 出店者決定後の諸手続き

出店者決定後、県と新出店者との間で行政財産使用許可の手続きを行います。手続きの方法については、別途通知します。また、出店者には取扱商品販売に係る各種指定等を受けるための手続きを行っていただきます。

第5 応募にあたっての留意事項等

1 選定対象からの除外

応募者が次のいずれかに該当するときは、その者を審査対象から外し、若しくは出店者としての決定を取り消す場合があります。

- (1) 選定委員会の委員若しくは選定手続業務に従事する県職員又はその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本公募について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 参加表明書等に虚偽の記載が確認された場合
- (4) 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- (5) その他選定の手続において不正な行為があったと県が認めた場合
- (6) 応募者の資格を満たしていないことが判明した場合
- (7) 応募者による売店運營業務の遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者としてふさわしくないと県が判断したとき

2 応募に関する費用負担

本公募に係る手続に関し応募者が要する費用は、応募者の負担とします。